# 2020 年度一般財団法人乃村文化財団 2021 年奨学生募集要項

#### 1. 財団の目的

乃村文化財団は、空間ディスプレイ分野を志す学生および研究者を支援することを通して空間ディスプレイに対する理解の啓発と浸透を促進し、空間ディスプレイによる社会貢献の可能性を広げ、もって、経済、産業ならびに文化の発展に寄与することを目的とする。

## 2. 奨学金制度の趣旨

ディスプレイは、人と人、人と物、人と情報をつなぎ豊かな価値を創造する、空間を媒体としたコミュニケーション手段のひとつである。

乃村文化財団は、空間デザイン、ディスプレイデザイン、環境デザイン、建築デザイン、情報デザインなどディスプレイ業に関わる領域全体を広く空間ディスプレイ分野と捉えて、リアルからバーチャルへと未来に向かって進化する新たなディスプレイを見据え、空間ディスプレイ分野を志す学生および研究者を支援し社会貢献の可能性を広げることにより、経済、産業ならびに文化の発展に寄与することを目的とする。

## 3. 募集対象

① 当財団が指定する大学の新入学生

## 4. 応募資格

- ① 家計収入全体の年額が給与所得者、事業所得者にかかわらず、500 万円以下であること。
- ② 大学からの推薦状を必要とする。
- ③ 高校での成績が平均評定 3.5 以上である事を必要とする。
- ④ 海外からの留学生も応募可能とする。
- ⑤ 他団体から奨学金受給予定者も応募可とする。 ただし貸付型に限る。給付型を受給予定の場合は応募不可とする。

#### 5. 採用予定人数

指定された大学の新入学生の合計8名程度

# 6. 給付金額および期間

金額…一律月額 5 万円、入学一時金 25 万円

期間…12ヶ月/年×4年(学部期間)

留年等により正規の最短修学年数を超えて在学する場合においても、決められた期間を超えて給付を受ける事はできない。

# 7. 指定大学

当財団の指定する大学は以下のとおりです。

空間ディスプレイ分野に関連する4年制の学部を対象とします。

各大学から1名を原則とします。

<2020年度指定大学(2021年4月入学者)>

関東圏:芝浦工業大学、多摩美術大学、千葉大学、東京造形大学、

東京都立大学(旧首都大学東京)、武蔵野美術大学

関西圏:大阪市立大学、京都工芸繊維大学

## 8. 提出書類

- ① 奨学金申請書 財団指定書式
- ② 申請理由書 財団指定書式
- ③ 家庭状況調査書1 財団指定書式
- ④ 家庭状況調査書 2 財団指定書式
- ⑤ 出身高校の成績証明書 原本
- ⑥ 推薦書 財団指定書式 (各校の任意書式でも可) 申請者が大学入学後にそれぞれ大学から推薦状をもらい提出してください。
- ⑦ 小論文 テーマ「私の描く未来」 400 字詰め原稿用紙 2 枚程度に自筆すること
- ⑧ 主たる家計収入の直近年度の源泉徴収票、所得税確定申告書(写)、住民税(非)課税証明書など、いずれかの公的な所得証明書

9

# 9. 提出期日

郵送にて下記期日までに財団事務局まで提出してください

●2021年5月31日必着

提出書類一式を郵送するのと併せて、書類発送の連絡を下記財団事務局アドレスまでメールしてください。その際メールタイトルを「乃村文化財団奨学金申込」とし、メール本文に「住所、氏名、大学名」を記載してください。

書類受付の連絡、確認など、以降の連絡はこのメールアドレスにて行います。

#### 10. 選考

●書類確認(書類による資格有無の確認)

提出された書類をもとに、書類に不備がないか、応募資格は満たしているかについて確認を 行います。

書類確認の結果、応募資格の可否を判定し、結果を各大学宛に連絡いたします。 応募者本人へは大学学生課より連絡いたします。

#### ●選考委員会審査

書類確認を通過した者に対し、提出された申請書、成績証明書、小論文を基に、定められた 選考基準に従って、選考委員会による審査を行います。

総合的な判断に基づいて支給対象者を決定いたします。

最終結果については 6 月 30 日までに大学へ連絡するとともに、応募者全員にメールにて 通知いたします。

## 11. 支給方法

奨学金支給対象者として選考された学生には、4月から翌年3月までの奨学金12ヶ月分と入学一時金の合計金額を指定された口座に7月31日までに振り込みます。

# 12. 奨学生の義務

奨学生となったものは以下の事を行う義務があります。

- ① 次年度の奨学金給付を受けるために、毎年度末に在学証明書、学業成績表、生活状況報告書を財団事務局に提出すること。
- ② 氏名、住所、連絡先等の変更、休学・復学・転学・留年・停学・退学等のいずれかが発生した場合は直ちに届け出ること。
- ③ 財団から面談を求められた場合は、それに応じる事。
- ④ その他財団の求めに応じて必要書類の提出や連絡・報告を行うこと。
- ⑤ 財団の求めに応じなかった場合や必修単位取得不足など成績不良、素行不良が認められた 場合は給付資格を廃止し、奨学金給付停止または給付金の全額返金を求める事があります。

# 13. 問合せ

一般財団法人 乃村文化財団

〒135-8622 東京都港区台場 2-3-4

E-mail: info@nomura-cf.jp

\*お問合せは E メールでお受けいたします。(電話での問合せはご遠慮願います)

URL: https://www.nomura-cf.jp